

最新判決情報

2016 年

[12 月分]

○縁の会事件

知財高裁 H28.12.8 H28(行ケ)10143 商標登録取消決定取消請求事件(鶴岡稔彦裁判長)

第 45 類「葬儀の執行、永代供養の執行及びこれらの媒介又は取次ぎ、墓地又は納骨堂の提供の斡旋・媒介又は取次ぎ、墓地又は納骨堂の管理」ほかを指定役務とする登録商標「縁の会」(標準文字)が、宗教法人東長寺からの異議申し立てにより登録が取り消されたため、当該異議決定の取消しが求められた事案である。

原告商標権者は民間企業であり、平成 8 年に東長寺と同寺の開創 400 年記念事業を共同で行っている。争点は、原告商標「縁の会」が東長寺の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標と極めて類似し、不正の目的をもって使用する商標と言えるか否か、商標法 4-1-19 号の該当性である。

東長寺は、新宿区四谷にある曹洞宗の寺院であり、平成 8 年に開創 400 年記念事業として、会員一人ひとりに永代供養を約束する「縁の会」を発足し、生前個人墓の販売に関する事業を開始した。

東長寺と原告とは当該記念事業を行なうに当たり、平成 9 年以降、会員募集の委託契約などを複数回締結し、平成 25 年 2 月 14 日の契約変更覚書により、業務委託契約は平成 26 年 12 月末日をもって終了することとなった。

ところが、原告は契約期間中である平成 26 年 2 月 12 日に本件商標を登録出願し、登録された。これをもって不正の目的をもって使用するものであると東長寺側に立つ被告特許庁は主張した。

まず東長寺の「縁の会」については、新聞、雑誌で取り上げられ、東長寺の委託を受けて原告は平成 8 年以降平成 26 年まで継続的に新聞紙上への広告を掲載した。その結果会員数は、平成 26 年末頃までには定員である 1 万 2286 人にまで達した。

これらの記事においては、「縁の会」、「東長寺『縁の会』」、「東長寺の縁の会」、「東長寺縁の会」といった語句が使用され、事業主体として「宗教法人 東長寺縁の会」と掲載されたが、原告が事業主体であることをうかがわせる記事はなかった。

また原告が委託された事業は、個人墓の広報活動・販売、縁の会事務局の運営・管理、会員の募集等であり、当然のことながら、戒名を受け、位牌に戒名を刻銘して納骨堂に安置し、法要を営み供養するなどの宗教活動は東長寺が行ない、逝去した会員の 33 回忌まで永代供養が行われることとなっている。

以上の事実より判決は、「縁の会」は東長寺が事業主体として遂行する事業を表示するものとして、少なくとも生前に個人のための墓を購入する者等の国内の需要者の間において広く認識されていたと認定した。

不正の目的について判決は、東長寺による永代法要までの事業は個人墓の販売が終了したあとも継続するところ、これに際して「縁の会」の商標も引き続き使用し続ける必要があるため、原告商標の存在は事業継続の重大な支障を来すおそれがあり、そのことは原告も当然に予見し得るものであるとした。

また原告は東長寺との間において紛争を生じていたようであり、そのような事情の下において「縁の会」がまだ商標登録されていないことに乗じ、東長寺の商標に化体した信用や顧客吸引力にただ乗りし、本件商標を使用して他の宗教法人と本件事業に類似する事業を行ない利益を得ようとするには不正の目的があると認定した。

宗教にもビジネスの面があり、商標が関係することになることも止むを得ないが、やはり原告は事業の受託者である以上、自己の責務が終了した場合には、きれいに身を引くべきであったろう。

東長寺のサイトによると、「縁の会」の募集が終了したことで、隣接地に新しい納骨堂を建立し、「結の会」として新たな募集を開始している。「結の会」は東長寺の登録商標であるが、同寺の「縁の会」の出願は原告商標に約 2 か月遅れたため、現在拒絶理由通知を受けている。

「縁の会」のように私的な宗教関連活動に関する語は商標登録の対象となるが、既存の宗教に関係する語は、独占させるべきではないとして 7 号の公序良俗違反により拒絶されているようである。しかし、寺院による本来の宗教活動は商標法が規定するところの「業として」としてではなく、精神的な活動なのであるから、そもそも商標登録の対象ではないという見方もある。ただし、檀家が寺に払うのは対価、報酬ではなく、布施なのであり、布施とは究極のところ、布施をする本人に返ってくるものであるからである。

参考として、天理教事件最高裁判決(平成 18 年 1 月 20 日)がある。

○ゾランヴァリ並行輸入事件

大阪地裁 H28.12.15 H27(ワ)5578 商標権侵害差止等請求事件(森崎英二判長)

イランの絨毯メーカーであるゾランヴァリ社(以下ゾ社)の国内代理店であり、ゾ社の承諾の下に登録した商標「ZOLLANVARI(図形)」(右上)の商標権者である国内企業が、同じくイラン製のじゅうたんを輸入販売する被告に対して、使用差止を求めて提訴したが、被告商品は真正商品の並行輸入であるとして、原告の請求が棄却された事案である。



被告商品について使用された商標は同じく「ZOLLANVARI(図形)」(右下)の他、文字商標の「ZALLANVARI」「ゾランヴァリ」である。



典型的な並行輸入の話題では、原告となる商標権者が外国法人あるいはその国内専用使用権者となるが、本件では、外国法人と代理店契約を結んでいる国内企業が商標権者である点で、事情が異なっている。

しかし、原告がイラン法人であるゾ社の同意の下に本件商標を登録した以上、ゾ社と原告とが同一視できる関係となることは疑いない。

而して裁判所は、被告が輸入した商品及びその数量が、インボイスやパッキンリストに記載されたものと概ね一致し、これらに対応する船荷証券や原産地証明書があること、そして商品番号の多くがパッキンリストに記載された品番に由来していることなどから、被告商品はゾ社から購入したものであり、ゾ社においてもこれらの商品が日本国内で販売されることを前提に被告と取引したものであると認定した。

したがって、本件も典型的な並行輸入事件となるが、原告はゾ社と総代理店契約を締結しているため、被告の輸入行為自体は問題ないとしても、ゾ社の行為は総代理店契約違反となり、原告による損害賠償請求の対象となり得る。

また原告商標は、審査の過程で周知商標であるゾ社の商標に類似するとして法 4-1-10 号により拒絶理由通知を受けたが、ゾ社の同意書を提出することで登録された。通常であれば、国内総代理店であり、外国法人の同意書があったとしても、国内企業名義の商標登録は認められないところと思われるが、最近の特許庁の取扱いが変わってきたのであろうか。ただし、総代理店契約であっても、いずれ契約の終期が来るものであり、その際には当該商標権は外国法人に返還しなければならないからである。

○くれないケアセンター事件

知財高裁 H28.12.22 H28(行ケ)10145 審決取消請求事件(設楽隆一裁判長)

第 44 類「介護」その他介護に関係する役務を指定役務として本件商標「くれないケアセンター」(標準文字)が、引用商標「くれない」(標準文字)により登録の一部が無効とされたため、当該審決の取消しが求められた事案である。

争点は、商標の類否判断において、営業主体、営業内容を表示する「ケアセンター」の部分の本件商標から除外すべきか否かである。

判決では、本件商標中の「ケアセンター」は介護の提供場所を一般的に表示するもので、出所識別標識としての称呼、観念は生じない一方、「くれない」の語は「ケアセンター」と用語として関連するものではなく、また指定役務の内容を具体的に表すものではないから、出所識別標識として強く支配的な印象を与えるとして、

引用商標に類似するとの審決を支持している。

「くれない」とは「紅」と書き、紅花に由来し、鮮明な赤色を意味する語である。従前の特許庁の審決例では、ある語に営業主体や営業内容を表示する語が結合した場合、非類似の商標と判断されるケースの方が多かったようである。この点は、「新商標教室」P319 以下に掲載した審決例のとおりであるが、裁判例では、和幸食堂事件（知財高裁 H22.5.12）において「食堂」の語が除外され、引用商標「とんかつ和幸」に類似すると判断されたように、営業表示部分を除外する傾向にあるようである。

このような観点から先行商標を調査するに当たり気を付けなければならない語としては、「株式会社」「コーポレーション」「ホールディングス」「工業」「産業」「商事」「販売」「食品」「ショップ」「ハウス」「ストア」「協会」「研究所」「スタジオ」「ファクトリー」「屋」「堂」「亭」「本舗」など多数の語がある。